



突粟市男女共同参画プラン

突 粟 市

は じ め に



このたび、宍粟市における男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進していくため、「宍粟市男女共同参画プラン」を策定しました。

本プランは、互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う

ことにより、自分らしく生きることができる社会を目指しています。

男女共同参画社会づくりの基本となるのは、「人権の尊重」です。一人一人の存在をかけがえのないものとして認め、相手を思いやる心こそが本市のめざすべき男女共同参画の原点と考えます。

男女共同参画社会の実現は、21世紀におけるわが国の重要課題と位置づけられ、国、県においても、総合的かつ計画的に取り組みが進められています。

今後、本プランに基づき、積極的な施策の推進に努力をしてみますが、男女共同参画社会の実現のためには、行政だけでなく、市民のみなさま一人一人のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本プラン策定にあたりまして、大変ご尽力を賜りました「宍粟市男女共同参画プラン策定懇話会」の委員をはじめ関係各位の皆さまに心より感謝申し上げます。

平成22年3月

宍粟市長 田路 勝

目 次

第1章 プランの基本的な考え方

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの基本理念	1
3	プラン策定の背景	2
4	プランの位置づけ	3
5	プランの期間	3

第2章 プランの体系

4

第3章 プランの内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりの推進	5
重点目標1	男女共同参画社会をめざす啓発活動の推進	5
重点目標2	男女共同参画の視点に立った教育の推進	7
重点目標3	人権を尊重する意識の醸成	9
基本目標Ⅱ	男女が共に安心して働き続けられる環境づくりの推進	11
重点目標1	職場における男女の均等な機会と待遇の確保	11
重点目標2	農林業・商工業等自営業における男女共同参画の推進	13
重点目標3	仕事と家庭生活の両立支援	15

基本目標Ⅲ	あらゆる分野で男女共同参画を進める社会づくりの推進	17
重点目標1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	17
重点目標2	家庭生活と地域社会における男女共同参画の促進	19
重点目標3	国際交流の推進	21
基本目標Ⅳ	みんなで推進する男女共同参画	22
重点目標1	推進体制の整備	22

資料編

1.	男女共同参画関係法令	26
2.	用語解説	28
3.	男女共同参画社会基本法	30
4.	宍粟市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱	37
5.	宍粟市男女共同参画プラン策定懇話会委員名簿	38
6.	宍粟市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ設置要綱	39
7.	宍粟市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ委員名簿	40

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

私たちを取り巻く社会情勢は、人口の減少、過疎化、少子・高齢化、国際化、情報化の急速な進展、家族・地域社会の変化などにより大きな転換期を迎えております。

また、人々の生活様式、価値観が多様化する一方、安心や安全、生きがいなどが強く求められており、物の豊かさを求めた20世紀に対し、21世紀は「心の豊かさ」を追求する世紀といえるのではないのでしょうか。

このような変化に柔軟かつ的確に対応して、豊かで活力ある社会をめざしていくうえで、男女が互いにその人権を尊重し、役割と責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀におけるわが国の重要課題と位置づけられ、国においても平成12年に「男女共同参画基本計画」を策定し、取組が進められています。

本市においても、男女共同参画社会の実現に向けて市のめざす方向を明らかにし、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、「宍粟市男女共同参画プラン」を策定しました。

2 プランの基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。（男女共同参画社会基本法第2条）

私たちのめざす男女共同参画社会とは、互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる地域社会です。

本プランは、男女共同参画社会基本法にも掲げられている、次の5つの理念を基本理念とします。

【基本理念】

① 男女の人権の尊重

男女が、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の社会における

多様な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。

③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保されること。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と、地域、職場、学校など社会生活における活動を両立できるようにすること。

⑤ 国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と相互に関連していることを勘案し、国際的な理解と協力の下に推進されること。

3 プラン策定の背景

(1) 国内外の動向

昭和47（1972）年、第27回国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むために、昭和50（1975）年を「国際婦人年」とすることを決議しました。また、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までの10年間を「国際婦人年」の「平等・発展・平和」の理念及び世界行動計画の目標達成のため、「国連婦人の10年」と決めました。それ以降、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が進められてきました。昭和54（1979）年、第34回国連総会で採択された、「女子差別撤廃条約」には、男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

わが国においても、国際的な動きと軌を一にして、男女共同参画の取組が進められてきました。昭和60（1985）年の女子差別撤廃条約の批准にあたっては、男女雇用機会均等法の制定等法制度の整備が大きく進展しました。平成11（1999）年には、男女共同参画社会の形成に向けての取組の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、5つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等が明記されました。平成12（2000）年には、「男女共同参画基本計画」、平成17（2005）年には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

(2) 兵庫県の取組

兵庫県では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し協働することができる男女共同参画社会の実現をめざして、「ひょうご男女共同参画プラン21」を平成13（2001）年に策定し、知事を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、平成14（2002）年には、「男女共同参画社会づくり条例」を制定しまし

た。また、平成 18（2006）年には、「ひょうご男女共同参画プラン21」後期実施計画を、平成 21（2009）年には、「第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画ーひょうごアクション8ー」を策定し、さまざまな取組を進めています。

（3）宍粟市の取組

本市では、平成 18（2006）年6月に「宍粟市総合計画」を策定し、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を市の将来像とし、市民一人一人の人権を尊重し、人権文化の息づくまちづくりの実現をめざしています。

また、平成 19（2007）年3月には、人権施策をより効果的に推進するために、「宍粟市人権施策推進計画」を策定し、女性も男性も等しく一人の人間として尊重され、さまざまな分野において平等にその個性や能力を發揮できるよう、性別による固定的役割分担等にとられることなく、一人一人の個性や能力を尊重する意識や男女平等意識を育む教育・啓発を推進してきました。

今後は、心豊かで思いやりのある男女共同参画社会の実現をめざして、より一層の取組を進めていきます。

4 プランの位置づけ

「宍粟市人権施策推進計画」では、「一人一人の人権を尊重するまちづくりをめざします」「差別や偏見をなくし、自己実現できるまちづくりをめざします」及び「人権を文化として定着させ、お互いを認め合い、共に生きるまちづくりをめざします」の三つの基本理念を掲げ、その中で「・・・宍粟市男女共同参画推進計画を早期に策定し、具体的施策を推進します。」としています。

本プランは、本市が取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として策定したものであり、今後の施策に反映させ、実施していきます。

また、本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」にあたります。

5 プランの期間

本プランの期間は、平成 22（2010）年度から平成 31（2019）年度の10年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢住民ニーズの変化や市の状況に合わせたプランとするため、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 プランの体系

基本理念

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

《基本目標》

《重点目標》

《施策の方向》



第3章 プランの内容

基本目標Ⅰ．男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりの推進

互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会は、豊かで活力ある社会をめざすうえで大変重要なものです。このような男女共同参画社会を実現するため、だれもが男女共同参画について正しく認識できるよう、さまざまな機会を通して広報・啓発活動を行うとともに、学校や家庭、職場、地域などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

また、男女の人権が尊重される社会をつくるため、公衆に表示する情報における人権の尊重、ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者やパートナーからの暴力）やセクシュアル・ハラスメント（相手の意に反した性的な発言・行動）等の男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めます。

●重点目標1 男女共同参画社会をめざす啓発活動の推進

【現状と課題】

女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性も増えてきました。しかし、社会における制度や慣行の中には、「男は仕事、女は家庭」などといった性別による固定的な役割分担意識を反映して、その個性や能力を発揮する機会を狭め、男女共同参画社会づくりを妨げる要因となる恐れがあるものがあります。

したがって、男女共同参画社会づくりにおいては、社会における制度や慣行が性別による役割分担の固定化や差別・格差等を生じさせていないかを検討し、様々な機会や広報媒体を通してわかりやすい啓発活動を進めていく必要があります。

また、本市が策定し、実施する施策においても、直接男女共同参画社会づくりにかかわる施策のみならず、あらゆる分野の施策において男女共同参画の視点を取り入れていくことが求められます。

本市の広報紙や発行物について、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の多様なイメージを浸透させる表現が重要であり、そのために率先した取組が必要です。

施策の方向

① 固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の形成

施策	内容	担当課
固定的な性別役割分担意識の解消	・どのような社会の制度や慣行が男女共同参画社会の実現を阻んでいるのかに気づき、見直していきけるよう市民啓発を進めます。	人権推進課
さまざまな機会、広報媒体をとおした啓発の推進	・男女共同参画推進についての講演会等を開催します。 ・本市の広報紙やホームページ等を活用した広報・啓発活動の充実を図ります。	人権推進課 社会教育課 生涯学習事務所 秘書広報課
市発行物等の表現に関するガイドライン（指針）の作成	・本市発行物等の男女共同参画の視点から適切な表現に関するガイドラインの作成・活用を行います。	人権推進課 秘書広報課 関係各課
相談窓口の充実	・男女共同参画の視点に立った相談体制の整備を図ります。 ・セクシュアル・ハラスメント等男女共同参画に関する苦情・相談等が行いやすい窓口の体制づくりを行います。	人権推進課 社会福祉課 総務課 まちづくり推進課 保健福祉課

② 男女共同参画に関する情報の収集・提供

施策	内容	担当課
情報の収集・提供	・男女共同参画に関する情報を収集し、男女共同参画について理解を深めるための情報提供を行います。	人権推進課 まちづくり推進課

③ 市行政における男女共同参画の推進

施策	内容	担当課
市職員等への研修・情報提供の充実	・本市の行政全体に男女共同参画の視点を反映させるため、全ての職員を対象に研修会や情報提供の充実を図ります。	人権推進課 総務課

●重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣習や社会通念をなくし、一人一人が男女共同参画の必要性を正しく認識し、男女平等の視点に立った意識づくりを行っていくことが大切です。また、このような意識を養い育てるためには、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割が非常に重要であり、幼児期から成人、高齢期にわたるすべてのライフステージにおいて、男女が対等なパートナーとして互いに協力し、様々な活動に参画していけるよう男女平等意識を定着させるための教育・学習の充実を図る必要があります。

小中学校及び就学前教育機関等で、一人一人の人権を尊重し、相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど、男女共同参画の視点に立った教育活動を進めることが大切となります。

学校教育と共に、家庭・地域における教育も、児童生徒の意識の形成に大きな影響を及ぼします。家庭や地域の中でみられる固定的な性別役割分担意識に基づいた言動や慣行は、日常生活を通じて子どもたちへと伝わります。将来の社会を担う子どもたちが、成長する過程において、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性を育むことができるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくり、環境づくりに力を入れていくことが求められています。

施策の方向

①学校等における男女平等を推進する学習の充実

施策	内容	担当課
子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進	・学校教育、就学前教育等の中で正しい人権意識や男女平等意識を育成します。	学校教育課 社会福祉課
子どもの発達段階に応じた指導内容・方法等の充実	・次代を担う子どもたちに正しい人権意識や男女平等意識が育つような指導計画や保育計画に努めます。 ・性別にとらわれない、個性・能力・進路希望等に 応じた指導の充実を図ります。	学校教育課 社会福祉課 社会教育課
教職員等の資質と指導力の向上	・男女共同参画の視点にたった教職員等の研修を行います。	学校教育課 社会福祉課
保護者への啓発	・学校・就学前教育機関等で、保護者の男女平等意識を高めるための、研修の充実を図ります。 ・PTA等保護者会活動への男性の参画促進とリーダー職への女性の参画促進を図ります。	学校教育課 社会教育課 社会福祉課
教育環境の整備	・隠れたカリキュラム（日常の教育活動のなかにある気づかない慣行等）の点検を進め、学級等づくりにおける男女平等の推進を図ります。 ・男女共同参画の視点で、施設の整備・改善を行います。	学校教育課 教育総務課 社会福祉課

②生涯にわたる男女共同参画学習の推進

施策	内容	担当課
社会教育・生涯学習の推進	・地域における社会教育・生涯学習の場において、男女共同参画社会の実現に向けた講座や研修会を実施します。	社会教育課 生涯学習事務所
地域における指導者・団体の育成	・男女共同参画に関する市民の自主的な学習と実践活動への支援を行います。	人権推進課
学習プログラムの充実	・女性のエンパワーメント（力をつけること）につながる学習情報の提供を行います。 ・県が行う男女共同参画推進事業との連携による研修の充実を図ります。	人権推進課 社会教育課 生涯学習事務所
男女の性を共に理解し尊重する認識を高める教育の充実	・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の必要性と正しい認識を広めるための啓発を行います。	人権推進課 健康増進課 保健福祉課

●重点目標3 人権を尊重する意識の醸成

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現の基本となるのは人権の尊重です。誰もが生まれながらにして持っている人間としての権利は、どのような時でも尊重されなければなりません。

しかし、配偶者等からの暴力について、以前は、社会の理解が不十分で個人的な問題として捉えられやすく、被害が潜在化することが多くありました。しかし、近年では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などの法整備が進むとともに、生命に関わる重大な問題として人々の意識の面でも徐々に理解が進んでいます。

今後も、ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者やパートナーからの暴力）やセクシュアル・ハラスメント（相手の意に反した性的な発言・行動）等の行為は人権侵害であるという認識を広め、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めていく必要があります。

また、近年、高度情報化が進展する中で、新聞・図書・テレビ・インターネットなどのメディアによる情報が人々に非常に大きな影響を与えています。メディアを通じて人権に対する意識や男女共同参画の重要性がより広く理解される可能性がある一方で、固定的な性別による役割分担を前提とした表現、あるいは女性の身体的・性的側面だけを強調したり、暴力を肯定した表現などがメディアによってもたらされる状況も見受けられます。

このような環境の中で、メディアからの様々な情報を解釈し、判断する能力を身につけていくことが求められています。メディアからの情報を、主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上に向けた学習・啓発活動が必要です。

施策の方向

① 女性の人権、女性への暴力等に対する社会意識の醸成

施策	内容	担当課
意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の人権や女性への暴力等の問題について意識啓発を図るための講演会、研修会等を開催します。 ・DV等に対する正しい認識を広めるための情報提供、啓発を行います。 	人権推進課 社会福祉課 社会教育課 生涯学習事務所

② ドメスティック・バイオレンス（DV）等の防止対策の推進

施策	内容	担当課
DV等防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や学校、地域において、DV等の被害者・加害者にならないよう、DV等の防止、男女の人権尊重に基づく学習を実施します。 	人権推進課 社会教育課 生涯学習事務所 学校教育課
DV等被害者に対する相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知を図ります。 ・母子自立支援員等による相談と自立に向けた支援を行います。 ・関係機関との連携を強化し、DV等の早期発見、保護等に努めます。 	人権推進課 まちづくり推進課 社会福祉課 健康増進課

③ 公衆に表示する情報における人権の尊重

施策	内容	担当課
市の情報発信の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市が作成する広報・発行物・ポスター・チラシ等は、男女共同参画の視点から、適正な表現を行います。 	人権推進課 秘書広報課 関係各課
メディア・リテラシー（情報を主体的に読み解く力）の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシーの重要性の啓発を行います。 	人権推進課 まちづくり推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・小、中学校におけるメディア・リテラシーについての学習を行います。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対してメディア・リテラシーの啓発を行います。 	社会教育課 生涯学習事務所
有害図書等の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対して、乳幼児や児童にメディアが与える影響について啓発を行います。 	社会福祉課 健康増進課 保健福祉課 学校教育課 社会教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・有害図書等を浄化するため、書店、コンビニエンスストア等に対して陳列管理の要請を行います。 	人権推進課 社会教育課

基本目標Ⅱ 男女が共に安心して働きつづけられる環境づくりの推進

就労は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであります。男女がいきいきと働き続けられる社会環境づくりを進める上で、就労の場における男女共同参画を推進することは極めて重要な意味を持っています。また、男女が職業上の責任と家庭や地域における責任を共に果たしていくことは、男女共同参画社会の基本的な考え方の一つです。

しかしながら、働く女性に対する法律・制度の整備が進んだ今日でも、雇用や待遇の面での男女格差は残っているケースが見受けられ、家庭生活においても家事・育児や介護など多くの役割が女性にとって負担となっているケースがあります。

そこで、「男女雇用機会均等法」の理念に基づき、雇用における均等な機会及び待遇を確保するための企業・事業所への働きかけや、男女が共に職場生活と家庭生活・地域活動を両立させ、一人一人が自分に合った多様な生き方や働き方を選択できる環境づくりを進めます。

●重点目標1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

【現状と課題】

女性が働くことを通して自立し、自らの能力を高め、社会に貢献することは、女性の地位向上に大きな役割を果たしています。職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人一人の意欲と能力を生かせる環境づくりを進めることが重要です。

しかし、現実には、生活に合わせた柔軟な働き方が困難なことや、賃金や昇進・昇格、就業形態など、職場における機会や待遇に男女の格差が存在しているケースがあります。

男女雇用機会均等法や労働基準法などに基づき雇用機会や待遇が確保されるよう普及に努め、あわせて各種相談窓口を整備する必要があります。

また、男女が家事、育児、介護などの家庭生活と仕事の両立が可能になるよう、育児・介護休業制度の定着・促進を図り、共に持てる力を十分に発揮できる職場づくりを進めることが重要な課題となっています。

今後も、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保と、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

施策の方向

①職場における男女の均等な機会と待遇の確保

施 策	内 容	担 当 課
企業等のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	・企業・事務所等に対して、ポジティブ・アクションに自主的、積極的に取り組むように関係機関と連携を図りながら啓発、周知に努めます。	商工観光課
事業主への啓発	・事業主に対して、男女雇用機会均等対策の促進、雇用環境の改善や男女共同参画の職場づくりに関する啓発、情報提供を行います。	商工観光課
労働者への啓発	・労働者に対して、男女雇用機会均等法・労働に関する諸権利・諸制度・保護規程等の周知を行います。 ・育児・介護休業制度の周知を行います。	商工観光課
女性の雇用拡大への支援	・関係機関との連携による就労情報の収集と提供を行います。	商工観光課
職場でのセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進	・セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発を行います。 ・セクシュアル・ハラスメントについての相談窓口の設置を働きかけます。	商工観光課
職場でのパワー・ハラスメント（職権等によるいやがらせ）防止対策の促進	・パワー・ハラスメント防止のための啓発を行います。 ・パワー・ハラスメントについての相談窓口の設置を働きかけます。	商工観光課

●重点目標2 農林業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

女性は、農林業・商工業等自営業の重要な担い手であり、その果たしている役割は極めて大きいものがあります。しかしながら、仕事と生活が密接であることや、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、女性は仕事も家庭生活も担う一方で、経営や方針決定過程への参画は進んでいないという状況があります。

農林業・商工業等自営業者が組織する各種団体における女性の方針決定過程への参画の状況をみると、農業協同組合や商工会等での女性の役員はまだまだ少ない状況にあります。

したがって、農林業・商工業等の自営業において、女性はその貢献に見合う評価を受けるとともに、仕事のみならず家庭・地域でも男女共同参画を進め、対等なパートナーとして男女が共に経営や方針決定過程に参画することができるようにしていくことが重要です。

また、家族経営では生産の場と生活の場が一体となる場合が多く、女性は家事・育児・介護等の負担をより多く担っている状況があります。ゆとりある生活環境づくりに向け、適切な労働時間や休日の確保など、労働条件の整備が課題となっています。

農林業・商工業等自営業においても、男女が共に担い手として、意欲と能力を生かせる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

①農林業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

施 策	内 容	担 当 課
各種団体における女性の役員等への登用促進	・農林業・商工業等自営業者が組織する各種団体における女性の役員等への登用を働きかけます。	農業振興課 林業振興課 商工観光課
事業や経営方針決定過程への参画の促進	・農林業・商工業等自営業に従事する女性の積極的な経営等への参画を促進するための啓発を行います。	農業振興課 林業振興課 商工観光課
家族経営協定の締結の促進	・家族経営協定制度の周知を行い、締結の促進を図ります。	農業振興課

②女性のチャレンジ支援の推進

施 策	内 容	担 当 課
女性のチャレンジ支援の推進	・女性起業家や起業をめざす人への支援制度の充実と情報提供を行います。	商工観光課

●重点目標3 仕事と家庭生活の両立支援

【現状と課題】

少子高齢化が進行する中で、男女が仕事と家庭生活を両立させ、バランスのとれた生活を実現していくためには、その基礎となる家庭において家族が協力し、支え合いながら、子育てや介護を担うとともに、社会的サービスを充実していくことが重要です。

働く場においては、育児・介護休業法等の制定や改正により制度は整ってきているものの、十分に活用されているとはいえない状況にあり、仕事と子育て・介護の両立についての意識啓発を進める必要があります。さらに、育児・介護休業等を取得しやすく、復帰しやすい職場づくり、仕事と家庭生活の両立をしやすくする多様な就労形態の普及、長時間労働等の職場優先の意識や働き方の見直しなど、男女が働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進める必要があります。

一方、家庭・地域においては、核家族化の進行、都市化の進展等により人間関係の希薄化が進むなど、子育て支援機能の低下が問題となっており、各種保育サービスの充実や地域における子育て支援など、社会的な子育て支援の必要性が高まっています。

本市では、「宍粟市少子化対策推進総合計画」を策定し、少子化対策や子育て支援の施策を推進しています。

就労時間や就労形態など、保護者を取り巻く労働環境も変化していることから、子育て支援において、今後も、必要に応じた各種保育サービス等を充実していく必要があります。

男女が共に仕事と家庭生活を両立できるよう、働く場や地域など社会全体で子育てや介護を支えていくための環境整備を進める必要があります。

近年、離婚の増加等により、ひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭は仕事や育児、教育、家事など様々な問題を抱え、負担が重くなりがちであることから、生活の安定のための支援をより一層進めていく必要があります。

施策の方向

①両立支援の取組の促進

施 策	内 容	担 当 課
仕事と家庭の両立を可能にするための意識づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が協力して家事や育児・介護等家庭生活と仕事の両立を推進するための啓発を行います。 ・女性も男性も働き方を見直すための意識啓発を行います。 	人権推進課 商工観光課
雇用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による企業、事業所等に対する労働環境の整備についての啓発を行います。 ・企業・事業所等に対する育児・介護休業制度の普及促進を働きかけます。 	商工観光課

②子育てしながら働き続けられる環境の整備

施 策	内 容	担 当 課
男女の子育てと仕事を両立させるための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の子育てと仕事を両立させるため、保育園等との連携を図ります。 ・保育園等の機能を活用して、育児相談、指導、情報提供を行います。 ・延長保育、一時保育等特別保育の実施検討、充実を図ります。 ・放課後児童健全育成事業の充実を図ります。 	社会福祉課 保健福祉課

③ひとり親家庭への支援の充実

施 策	内 容	担 当 課
ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親への各種支援、制度の充実を図ります。 ・子育て等相談窓口の充実を図ります。 ・自立に向けた就労支援体制の充実を図ります。 	社会福祉課 教育総務課

基本目標Ⅲ あらゆる分野で男女共同参画を進める社会づくりの推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女が共に責任を持って、家庭、職場、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるようにすることが大切です。あらゆる分野において男女共同参画が図られるよう、意識啓発と環境整備を推進します。

市のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、自治会、企業・事業所、団体等への働きかけを行います。

また、国際交流の推進など、幅広い視点で男女共同参画を推進します。

●重点目標1 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

【現状と課題】

私たちの生活に関する方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、だれもが暮らしやすい社会をつくることにつながります。女性があらゆる分野において政策・方針決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、社会システムを変えていくことの大きな力となります。

しかし、本市の政策・方針決定過程への女性の参画はまだ不十分な状況にあります。

市民の意見を市政に取り入れる方法のひとつに審議会・委員会があり、政策や方針を決定する重要な役割を担っています。本市の状況は、平成21（2009）年4月1日現在の女性登用率は審議会で18.3%、委員会で4.0%となっています。

また、平成21（2009）年4月現在の市職員（765人）に占める女性の割合は42.6%となっており、その内、課長職級以上の管理職（97人）に占める女性の割合は5.2%となっています。

平成21（2009）年5月の市議会議員選挙では、市議会議員（20人）に占める女性議員の割合は10%となっています。

今後は、年代や性別を問わず、幅広く市民が審議会等へ参画しやすくするための体制の整備を行い、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、女性の意見を生かしていくことが必要です。

また、自治会等地域活動における意思決定の場への女性の参画促進や役員等への女性の登用促進、企業や団体等における管理職や役員等への女性の積極的登用を働きかけ、女性の参画拡大を促進する必要があります。

施策の方向

①行政における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策	内容	担当課
各審議会・委員会への女性の登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が政治や政策・方針決定過程へ参画することの重要性について市民へ啓発を行います。 ・審議会・委員会へ等の女性の登用率について国目標の達成をめざします。 ・審議会・委員会等における委員の選出方法の見直しを図り、女性委員の参画を推進します。 	人権推進課 議会事務局 農業委員会 関係各課
市役所における管理職への女性の登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員に対して、意識啓発や研修機会の提供、能力に応じた管理職への登用を図ります。 	総務課
幼稚園・保育所等における管理職への女性の登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所等職員に対して、意識啓発や研修機会の提供、能力に応じた管理職への登用を図ります。 	教育総務課 社会福祉課

②自治会等における女性の登用の促進

施策	内容	担当課
自治会等地域活動への女性の参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等地域活動における意思決定の場への女性の参画促進の啓発を行います。 ・自治会役員等への女性の登用促進の啓発を行います。 	人権推進課 まちづくり振興課 まちづくり推進課

③企業・団体等における女性の登用の促進

施策	内容	担当課
企業・事業所等における女性の管理職への登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・事業所等に対して女性社員の管理職への登用促進の啓発を行います。 ・企業・事業所等に対して職域の拡大の啓発を行います。 	商工観光課
リーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA・子ども会・女性団体等への参画と女性リーダーの育成を促進します。 	社会教育課 生涯学習事務所
関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県男女共同参画センターとの連携を強化し、研修会を開催します。 	人権推進課

●重点目標2 家庭生活と地域社会における男女共同参画の促進

【現状と課題】

近年は、女性の就労率が上昇しており、子どもを持つ女性が就労していることも多くなりました。しかし、家事・育児・介護等は女性が行うものであるという固定的な性別役割分担意識は依然残っている状況にあります。

仕事を持つ女性が増えている中、すべての人の仕事と家庭生活の調和が図られ、平等で人間らしい生き方ができる社会をつくっていくためには、一人一人の意識も重要ですが、家庭だけの問題にとどめず、社会全体がその推進に向けて協力していくことが必要となっています。

また、核家族化や都市化の進展、女性の社会進出などとあいまって、地域での支え合い、コミュニティづくりの必要性が高まっています。自治会やボランティア活動などの地域活動においては、男女双方の力が不可欠ですが、男女の仕事を中心としたライフスタイルにより地域での人間関係が希薄化している傾向がみられます。男性にとっても、女性にとっても、家庭・職場・地域のバランスがとれた生活は、仕事を中心とした生活よりもさらに心豊かなものになると考えられます。そして、定年退職等仕事から離れた後も生きがいを持って有意義な生活を送るためには、家族との関係や地域での生活が重要な要素となります。

一人一人が暮らしやすい地域社会をつくっていくためには、女性も男性も、高齢者も障がいのある人も子どもも、地域を支える一員として活力ある地域コミュニティを創出する努力がもとめられています。多くの人が市民活動に積極的に参画できるよう、情報提供、学習への総合的な支援に取り組むとともに、リーダーシップを発揮できるよう環境を整備する必要があります。

施策の方向

①家庭生活における男女共同参画の促進

施 策	内 容	担 当 課
家庭生活における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が協力して家事・育児・介護等の家庭生活における役割や責任を担っていくよう意識啓発を行います。 ・男女に対する家事・育児等の講習会を開催します。 ・男性の自立支援を図る講座を開催します。 	人権推進課 社会福祉課 健康増進課 保健福祉課 社会教育課 生涯学習事務所
子育て支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親に対して、育児相談、指導、情報提供を行います。 ・子育て講演会を行います。 ・妊産婦・乳幼児対象に保健師等が家庭訪問し、個別に指導や助言を行います。 ・子育て支援センター、子育てサークル等との連携を図ります。 	社会福祉課 健康増進課 保健福祉課

②地域社会における男女共同参画の促進

施 策	内 容	担 当 課
地域活動における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での交流や活動に男女共同参画の視点を取り入れ、男女が共同することにより、より活発な活動となるよう啓発を行います。 ・各家庭の中で男女が様々な地域活動に参加、参画できる環境づくりを行います。 ・地域活動におけるリーダー、団体・グループの育成を行います。 	人権推進課 まちづくり振興課 まちづくり推進課 社会教育課 生涯学習事務所

●重点目標3 国際交流の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現は、昭和50（1975）年の国際婦人年以降、全世界の共通課題となっています。政治、経済、文化など社会の様々な分野で国際化が進んでいる中、男女共同参画の取組は国際的な動きと連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解と関心を深めていくことが望まれています。

また、宍粟市に住む外国人登録者数は、平成21（2009）年12月1日現在で10か国244人となっており、暮らしやすい生活を支援するための取組が必要です。

施策の方向

①国際交流を通じた国際理解の推進

施策	内容	担当課
国際交流と国際理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に関する国際的な取組などについて理解を促進するとともに、平和・人権について正しく理解し、認識してもらうために情報提供を行います。 ・国際的な連携をつくるため交流事業の推進を図ります。 	まちづくり振興課

②在住外国人への支援の充実

施策	内容	担当課
在住外国人への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣が異なる外国人が日本で暮らしやすい生活を支援するため、相談受付や、日常生活に関する情報の提供に努めます。 ・外国語表記による情報提供に努めます。 ・日本語習得を支援するため、民間ボランティア団体等による日本語教室や講座の開催を支援します。 	まちづくり振興課 関係各課

基本目標Ⅳ みんなで推進する男女共同参画

本プランの推進にあたっては、男女の人権が尊重され、家庭や地域・学校・職場などあらゆる分野において、行政、市民・企業などが協働し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的・効果的に取り組んでいきます。

また、国、県、他自治体とも連携を図りながら、より効果的な男女共同参画の推進に努めていきます。

●重点目標1 推進体制の整備

施策の方向

①庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の実現をめざし、本プランをより効果的に、かつ実効性のあるものとするためには、全庁的に行政課題としての認識を持ち、総合的かつ効率的に推進することが必要です。

「宍粟市男女共同参画推進会議（仮称）」を軸として、本市の各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた、施策を実行します。

施策	内容	担当課
庁内推進体制の充実	・「宍粟市男女共同参画推進会議（仮称）」を設置し、プランの推進と施策の課題を検討します。	人権推進課
	・職場における男女共同参画を推進するため各部署に「男女共同参画推進員（仮称）」を配置します。	人権推進課 関係各課
職員研修等の充実	・職員の研修等に男女共同参画の視点を積極的に取り入れます。 ・しそささゆりプラン（宍粟市特定事業主行動計画）の推進を行います。	人権推進課 総務課
職場づくり	・市役所が率先して男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを推進し、市内企業・事業所のモデルとなるよう努めます。	人権推進課 総務課 関係各課
計画の進行管理	・各課の施策の実施状況を取りまとめ、その情報を公開します。	人権推進課 関係各課

②条例づくりの検討

男女共同参画に関する条例づくりに向けた情報収集や調査・研究に取り組みます。

施策	内容	担当課
条例づくりについての調査・研究	・男女共同参画に関する条例づくりについての情報収集及び調査・研究を行います。	人権推進課 関係各課

③拠点施設の整備の検討

男女共同参画を推進するための拠点施設の整備について検討します。

施 策	内 容	担 当 課
拠点施設の整備の検討	・既存施設の利用を含めた、「男女共同参画センター」機能を有した施設の整備を検討します。	人権推進課

④市民意識等の把握

市民の意識等の把握を行います。

施 策	内 容	担 当 課
市民意識等の把握	・男女共同参画に関する市民の意識等を把握するために、市民意識調査等を実施し、分析・研究を行い、有効な啓発や施策を実施します。	人権推進課

⑤市民・企業等との協働

男女共同参画社会づくりに向けて施策を実施するにあたり、市の取組だけではなく、市民、企業等と協働で行うことにより、市民的広がりとあらゆる分野における男女共同参画の推進を図ります。

施 策	内 容	担 当 課
男女共同参画推進員の設置	・市民による「男女共同参画推進員（仮称）」を設置し、男女共同参画の推進を図ります。	人権推進課
市民・団体・グループ等への支援	・男女共同参画社会づくりをめざして活動する市民、団体、グループ等を育成し、支援します。	人権推進課

⑥国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会づくりに向けて、国・県や他自治体等との連携を図ります。

施 策	内 容	担 当 課
国・県等との連携による計画の推進	・国や県の計画との連携・協力を図り、本プランの推進を行います。	人権推進課
近隣市町等とのネットワークづくり	・近隣市町等関係機関と情報交換を図るなど、ネットワークづくりを推進します。	人権推進課

⑦全市的推進体制づくり

本市における施策を効果的に推進するための全市的推進体制づくりを行います。

施 策	内 容	担 当 課
穴粟市男女共同参画推進市民会議（仮称）の設置	・男女共同参画プランを効果的に推進するために「穴粟市男女共同参画推進市民会議（仮称）」を設置します。	人権推進課 企画政策課

資料編

男女共同参画関係法令（50音順）

1 育児・介護休業法

平成7（1995）年「育児休業法」より改正・施行（平成11（1999）年完全施行）。正式には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。

平成3（1991）年に「育児休業法」が成立（平成4（1992）年施行）し、育児休業取得や勤務時間の短縮等の措置が定められました。平成7（1995）年に介護休業制度が付加され「育児・介護休業法」へ大幅に改正されました。

その後、平成16（2004）年に改正（平成17（2005）年施行）され、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、合わせて、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている仕事と家庭の両立支援等をより一層推進するため、働き方の多様化を踏まえた育児休業制度の整備並びに育児や介護をしながら働き続けることができる環境の整備が推進されています。さらに、少子化の流れを変え、男女共に子育てや介護をしながら働き続けることができる社会をめざして、平成21（2009）年に改正・施行（平成22（2010）年完全施行）がされました。

2 次世代育成支援対策推進法

平成15（2003）年成立・施行（平成17（2005）年完全施行）。

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備のため、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、今後10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくための地方公共団体及び事業主の策定が求められました。特に、地方公共団体はもとより事業主（常時雇用する労働者300人以下は努力義務）は、平成16（2004）年度末までに行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ることが義務づけられました。そして、行動計画に基づく取組を進めていくことになっています。なお、宍粟市役所では、「しろうささゆりプラン（宍粟市特定事業主行動計画）」を策定しています。

平成20（2008）年に改正（施行21（2009）年、完全施行23（2011）年）され、①行動計画の公表及び従業員への周知の義務化、②行動計画の届出義務企業が従業員101人以上企業へ拡大されました。

3 女性差別撤廃条約

昭和54（1979）年の第34回国連総会で採択され、昭和56（1981）年から発効した条約で、正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例」といいます。

女性に対するあらゆる差別の根絶と男女平等を理念としています。

日本は、昭和55（1980）年に署名し、国籍法の改正、「男女雇用機会均等法」の制定など国内法整備を経て昭和60（1985）年に批准しました。

この条約は、人類の発展、平和が真の男女平等実現のうえに初めて招来されること、性による役割分担論の克服などを条例採択の動機として掲げています。また、女性差別は、既婚・

未婚を問わず、性に基づく区別や除外、制約であって、いかなる分野においても男女の平等を基礎とすると定義されました。

4 ストーカー規制法

平成12（2000）年成立・施行。正式には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」といいます。

同法でストーカー行為とは、同一の人物に対して、「つきまとい等」を反復して行うことと定めています。「つきまとい等」とは、目的が「恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨を充足」させるために本人や家族などに対して「つきまとう、待ち伏せる、押しかける」「監視していると告げる」などです。

この法律ができたことによって、被害者からの相談があれば警察は勧告を行い、従わない場合は都道府県公安委員会が禁止命令を出せます。また、裁判でストーカー行為と認められれば罰則が適用されます。

5 男女共同参画社会基本法

平成11（1999）年成立・施行。男女共同参画社会づくりについて、5つの基本理念と国、地方公共団体、国民の責務等を定めるとともに、男女共同参画社会づくりに向けた施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

6 男女雇用機会均等法

昭和60（1985）年成立（昭和61（1986）年施行）。正式には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。

平成9（1997）年に改正（平成11（1999）年施行）され、「女性労働者の福祉増進」の意味合いが強かった従来のものから、「男女の均等の確保」が中心の内容に変わり、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性の差別が禁止されました。さらに、平成18（2006）年の改正（平成19（2007）年施行）では、性別による差別禁止の範囲の拡大等「男女双方への性差別の禁止」「間接差別の禁止」という画期的な内容を含み、女性の働きやすさを重んじています。

7 配偶者暴力防止法（DV防止法）

平成13（2001）年成立・施行（平成14（2002）年完全施行）。正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」といいます。

平成16（2004）年の改正・施行では、性別に関わらず配偶者（「内縁関係」や「事実婚」、離婚した配偶者を含む。）等からの暴力の被害者を対象としており、配偶者暴力相談支援センターの設置や保護命令など被害者保護のための措置を定めています。さらに、平成19（2007）年に改正（平成20（2008）年施行）が行われ、保護命令制度の拡充等が図られています。

用語解説（50音順）

1 隠れたカリキュラム

授業などとは別に、学校教育・運営における日常的な習慣や教職員が無意識のうちに子どもたちに示している行動・態度などによって固定的な役割分担意識が伝達されていること。

男女平等教育が行われている正規のカリキュラム（教科課程）に対して隠れたカリキュラムといいます。

2 家族経営協定

家族経営が中心の農業において、家族一人一人の役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、家族が話し合い、農業経営方針、労働報酬、休日などを文書で取り決めるものです。

3 コミュニティ

人々が生産・自治・風俗・習慣などで共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域およびその人々の集団。

4 女性のエンパワーメント

女性が「力をつけること」を言います。女性一人一人が、法的、経済的、政治的力や自己決定能力などの力をつけていくことです。そのことにより、女性の社会的力を高めていき、政策・方針決定過程へ参画していくことをめざしています。

5 セクシュアル・ハラスメント

相手の気持ちに反した性的ないやがらせのことを指し、身体への不必要な接触や性的な発言、不快な環境などがあげられます。特に職場で問題になることが多いことから、男女雇用機会均等法で事業主の防止義務が規定されています。

6 男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、第1次計画が、平成12（2000）年に閣議決定されました。現行の計画は、第1次計画策定後の国内外のさまざまな状況の変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取組を評価・総括し、平成17（2005）年に「男女共同参画基本計画（第2次）」として策定されました。

7 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことを言い、DVと略されます。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力などいろいろな形で身近に存在します。

8 母子自立支援員

宍粟市福祉事務所（社会福祉課配置）相談員として母子家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事の相談を受け、自立への支援を行います。

9 パワー・ハラスメント

職場内での職権や地位などの権力を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動・行動で、就労者の働く環境を悪化させたり、雇用の不安を与えたりすること。

10 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会の対等な構成員として、さまざまな分野の活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施する取組です。

ただし、男女の実質的な機会の平等をめざすものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではないので、単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」という取組ではありません。

11 メディア・リテラシー（情報を評価・識別する能力）

メディア（新聞、雑誌、テレビ、インターネットなど）からの情報を主体的に選択し、内容を分析・検討して活用したり、情報を発信したりできる能力のことを言います。一部のメディアでは、性的なものや暴力的なものがみられますが、それらに影響を受けないためにも、各個人のメディア・リテラシーの向上が求められています。

12 ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

13 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

1994年の国際人口・開発会議で提唱された概念です。リプロダクティブ・ヘルスとは、安全な妊娠・出産、安全で満足のある性生活など、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをいいます。また、リプロダクティブ・ライツとは、子どもを生むかどうか、いつ何人産むかについて選択できる自由を含むリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利です。

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日 法律第78号)

目次	前文
	第1章 総則 (第1条~第12条)
	第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条~第20条)
	第3章 男女共同参画会議 (第21条~第28条)
	附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものにするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参国会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参国会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣

及び関係大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係大臣に対して、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女行動参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは

機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

十二から五十八まで 略

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）（抄）

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下省略)

穴粟市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現に向けて、穴粟市の総合的な行政運営の指針となる穴粟市男女共同参画プランを策定するにあたり、穴粟市男女共同参画プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、穴粟市男女共同参画プランの内容に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員 13 名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関・団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会は、会長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、生活環境部人権推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる懇話会は、第7条の規定に関わらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、穴粟市男女共同参画プランが策定されたときにこの効力を失う

宍粟市男女共同参画プラン策定懇話会委員名簿

団 体 名	委 員 名	備 考	
識見を有する者	三 渡 眞 由 美		
兵庫県西播磨地域男女共同参画推進員			
関係機関・団体より推薦を受けた者	宍粟市連合自治会	釜 井 宣 雄	
	宍粟市連合婦人会	山 木 康 子	
	宍粟市商工会	香 山 繁	
	宍粟市社会教育委員会議	宗 平 圭 司	会 長
	龍野人権擁護委員協議会宍粟部会	上 村 道 江	副 会 長
	宍粟市ボランティア連絡会	前 野 眞 弓	
公募による市民	深 川 勝 義		
	宮 内 よ し 子		
	坂 本 忠 彦		
その他市長が必要と認める者	塩 垣 涼 子		
	岡 田 ゆ か り		
	池 谷 奈 穂		
	1 3 名		

(敬称略)

宍粟市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ設置要綱

(趣旨)

第1条 男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現に向けて、宍粟市の総合的な指針となる宍粟市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定するにあたり、宍粟市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、人権推進課と協力してプランの策定にあたり必要な調査、検討を行う。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、別表に定める課の職員のうちから市長が任命する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会議)

第5条 ワーキンググループの会議（以下「会議」という。）は、人権推進課長が必要に応じて招集する。

2 会議において、委員が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、人権推進課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

2 この要綱は、宍粟市男女共同参画プランが策定されたときにこの効力を失う。

宍粟市男女共同参画プラン策定ワーキンググループ委員名簿

所 属	課 名	職 名	委 員 名
企 画 部	企 画 政 策 課	係 長	大 前 和 浩
	ま ち づ くり 振 興 課	係 長	谷 林 哲 哉
総 務 部	総 務 課	係 長	久 具 山 圭 子
健康福祉部	社 会 福 祉 課	係 長	中 尾 美 恵 子
産 業 部	商 工 観 光 課	係 長	大 前 千 春
教 育 委 員 会	学 校 教 育 課	係 長	福 元 佳 代
	社 会 教 育 課	副 課 長	亀 井 義 彦
	波 賀 生 涯 学 習 事 務 所	副 課 長 兼 所 長	井 上 憲 三
議 会 事 務 局		係 長	中 坪 温 子
一 宮 市 民 局	ま ち づ くり 推 進 課	係 長	田 路 弥 生
波 賀 市 民 局	ま ち づ くり 推 進 課	係 長	牧 野 保
千 種 市 民 局	ま ち づ くり 推 進 課	係 長	村 上 正 樹
			12名
事 務 局	人 権 推 進 課	次 長 兼 課 長	岸 本 年 生
		係 長	菊 元 学
		係 長	大 畑 利 明

宍粟市男女共同参画プラン

平成22(2010)年3月
宍粟市生活環境部人権推進課

〒671-2593

兵庫県宍粟市山崎町鹿沢65番地3

TEL 0790-63-0840

FAX 0790-63-0841

E-mail jinkensuishin-kk@city.shiso.lg.jp

ホームページ <http://www.city.shiso.lg.jp>